研究成果報告書 科学研究費助成事業

元 年 今和 6 月 1 8 日現在

機関番号: 32689

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2015~2018

課題番号: 15H03305

研究課題名(和文)法専門職教育の再定義と臨床法学教育の研究

研究課題名(英文)Redefinition of Professional Legal Educatoin and the Research on Clinical Legal

研究代表者

宮川 成雄 (Miyagawa, Shigeo)

早稲田大学・法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号:30190739

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 11,800,000円

研究成果の概要(和文):本研究は法専門職教育を、訴訟を中心とする狭い意味での法曹(裁判官・検察官・弁護士)の教育に限定せず、司法書士、税理士、行政書士等の隣接法専門職の教育をも含めて検討した。それにより隣接法専門職教育では特に専門職倫理の教育につき、職務内容の専門化に応じた教育の質の向上が課題であることを把握した。また、国際比較では、米国のロースクール教育おいて臨床系科目6単位が、アメリカ法曹協会のロースクール認証基準に追加されたことや、中国では2018年に実施された全国統一法専門職資格試験から、大学での法学課程の修了が受験資格に加えられるなど、法専門職教育の質的向上が取り組まれていることを把握し た。

研究成果の学術的意義や社会的意義 日本の法科大学院は、「法曹養成に特化した」専門職大学院であるが、隣接法専門職教育の分野にもその教育 資源を有効に活用すべきであることが指摘できる。その教育方法論において現実の事件事案を用いた臨床教育が 有効に活用され、理論・技能・専門職倫理の三者を統合して教育する手法が開発されている米国ロースクール を、重要な参考例とすることができることを明らかにした。大学という学術環境において、実務を批判的に改善 改革する法専門職教育を拡充することが国際的動向であることも、本研究によって明らかになった。

研究成果の概要(英文): This research project examined the pedagogy of raising legal professionals to be not only judges, prosecutors, and attorneys whose major works are litigation-related, but also other law-related professionals such as judicial scriveners, tax attorneys, administrative scriveners and etc. We found these law-related professions need to strengthen their educational basis and more attention to professional ethics as their works became more specialized in the dispute resolution. In the international context, we found most countries are engaged in the improvement of professional legal education. In the US, the American Bar Association required six credits of clinical courses for law schools conferring the JD degree in order to get the ABA accreditation. We also found another example of strenuous efforts to improve the quality of legal professionals in China. The law on the eligibility to take the national unified legal professions examination started to require a law degree in 2018.

研究分野: 基礎法学

キーワード: 臨床法学教育 法 専門職 法学教育 法専門職教育 法曹教育 リーガル・クリニック 法科大学院 ロースクール 隣接法

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

本研究は、研究代表者がこれまで2回の助成を受けた臨床法学教育に関する科研費研究の成果を踏まえ、研究対象を法曹三者に限定せず、広く社会に顕在・潜在する法務需要に応える法専門職について、その在り方と教育方法論について研究を行うものである。本研究代表者が平成19年からの4ヵ年に助成を受けた研究は、臨床法学教育の「方法論プロジェクト」と位置付けることができる(正式研究課題名「法曹養成教育における経験的方法論としての臨床法学教育の研究」)。また、同じく本研究代表者が平成23年度からの4ヵ年に助成を受けた研究は、臨床法学教育の「実施課題プロジェクト」と位置付けることができる(正式研究課題名「臨床法学教育の課題と法科大学院教育の再検討」)。これらの研究を踏まえて行われる本研究は、「法専門職教育の再定義プロジェクト」と位置付けることができる。

2.研究の目的

本研究にいう法専門職教育の再定義とは、裁判官・検察官・弁護士という訴訟を中心とした法曹三者の教育に限定せず、広く社会に顕在・潜在する法的紛争の予防・解決に取り組む法専門職教育を研究するものである。その教育方法として研究するのは、法学理論、実務技能、及び専門職責任の統合的教育方法論である臨床法学教育である。本研究の目的の第1は、法専門職教育が社会の需要に応えているかの検討である。第2は、法専門職教育が学生教育に限定せず、どのような社会貢献のプログラムを提供できるのかの検討である。第3は、世界各国で大学はどのような職域を対象とした法専門職教育を行っているのかの国際比較検討である。第4は、臨床教育方法論がより先進的に実践されている医学教育との比較検討を行い、法専門職教育の改革をめざすことである。

3.研究の方法

- (1)法専門職教育の再定義 = 日本司法書士会連合会や全国社会保険労務士会連合などの協力を得て、法専門職の業務実態を把握し、どのような法実務教育を必要としているのかを調査する。
- (2) 法専門職教育による社会貢献プログラム = 大学付設法律事務所の活動について調査を行う。 法専門職の継続教育として学際型プログラム、及び家事紛争解決プログラムを開発する。
- (3)法専門職教育の国際比較=アメリカ・ロースクール協会の年次大会や国際臨床法学教育ジャーナルの年次大会などでの報告や参加をとおして、法専門職教育の国際的動向を把握する。
- (4)法専門職教育と医師養成教育の比較 = 臨床教育の共通の課題である正式資格取得前の学生による実務研修への参加について、必要とされる学生の知識と技能を確認する制度を検討する。 4.研究成果
- (1)法専門職教育の再定義について:著名な司法書士、社会保険労務士、及び行政書士を招聘してセミナーを開催し、隣接法専門職の職域拡大と継続教育の必要性の高まりを把握した。これらの隣接法専門職では、司法制度改革の一環として簡易裁判所での代理権を与えられる<u>認</u>定司法書士、労働紛争における裁判外紛争解決手続での代理業務が認められる<u>特定</u>社会保険労務士、紛争性を有する事案について行政不服審査法の下での不服審査請求書類の代理作成権限が認められる<u>特定</u>行政書士等、紛争解決の性質を持った職域が拡大している。これに伴い、資格取得及び継続教育について、大学の教育資源を活用することへの期待が高いことが明らかになった。また、これらの隣接法専門職が国民の権利擁護の代理人としての性格が強まると同時に、それぞれの専門業務における利益相反等の専門職倫理の教育が課題となっていることも明らかとなった。
- (2)法専門職教育による社会貢献プログラムについて:早稲田大学に附設された弁護士法人 早稲田大学リーガル・クリニックに所属する臨床心理士・弁護士の協力を得て、2つの社会貢献プログラムの開発を行い、またその実施の協力を行った。第1は、司法修習の選択型実務修

習に提供したプログラムである。これは、法律相談等で弁護士が直面する対応困難な相談者・依頼者に、臨床心理学の知見を活用して応接するシミュレーション・プログラムである。その成果は臨床心理士(元弁護士)の岡田裕子著『難しい依頼者と出会った法律家へ パーソナリティ障害の理解と支援』(日本加除出版、2018年)として出版された。第二は、家庭裁判所の家事調停委員の研修プログラムである。その成果は、大塚正之著『臨床実務家のための家族法コンメンタール・民法相続編』(勁草書房、2017年)及び『臨床実務家のための家族法コンメンタール・民法親族編』(勁草書房、2016年)にまとめられた。

(3)法専門職教育の国際比較:アメリカ・ロースクール協会の組織全体の年次大会や臨床法学部会の年次大会に参加し、また日本の状況を報告することによりアメリカのロースクール教育の動向を把握してきた。特に、アメリカではロースクールの認証事業を行うアメリカ法曹協会(ABA)が、2016年度ロースクール入学者から、JD課程の修了要件として6単位以上の臨床系科目の取得を要求することを把握した。またアメリカのカリフォルニア大学バークレー校ロースクールとの共催シンポジウム等の開催により、ロースクールが位置する地域社会へのリーガル・サービスの提供を基礎としつつ、そこで見出された法制度の欠陥の改正や政策提言に取り組む、立法過程にも臨床方法論を取り入れたクリニックの活動の詳細を把握した。また、中国では2018年秋に実施された全国統一法専門職資格試験から、その受験資格に大学での法学学位の修得が初めて要件化され、法専門職教育の質的拡充が意欲的に取り組まれていることを把握した。中国の法専門職教育の改革の動向は、北京にある中国人民大学法学院との研究協力の関係を構築し、本研究の研究代表が定期的に中国で講演を行うなど日本の状況を紹介するとともに、同大学からの研究者の早稲田大学での受入れ等も実施している。

(4)法専門職教育と医師養成教育の比較:本研究の研究分担者である藤倉輝道(日本医科大学医学部教授)を中心として、法学研究者及び実務家を対象とする日本医科大学での授業見学の機会を提供してもらい、臨床教育の導入が医学教育だけでなく、法専門職教育においても共通して活用することのできる手法であることの認識を強くした。例えば、模擬患者を用いた模擬医療面接は、法律相談を模擬依頼者を用いて行うことに通じる。また、専門職倫理の次元では、患者あるいは法律問題の相談者/依頼者を尊厳ある人として接することの重要性や、患者や相談者/依頼者が抱える問題を、医学あるいは法律の視点でのみとらえるのではなく、それぞれ人としての存在の全体像の中でとらえることの重要性の認識につながる。制度面では、全国の医学部の共同で実施されている臨床実習課程に進む前に実施されている「共用試験(Objective Structured Clinical Examination)」について、研究分担者の藤倉輝道を講師としてセミナーを実施した。それにより、「共用試験」の上級版を国家試験化し、医師養成プロセスに技能試験要素を導入する方向での改革が進んでいることを把握した。法専門職教育においても法専門職に必要な技能を特定し、その到達すべきレベルについての議論を進めるべきことを強く認識した。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計48件)

<u>宮川成雄</u>「日本の臨床法学教育の課題と法専門職教育」比較法学、査読無、52 巻 3 号 182-190 頁 (2019 年)。

<u>宮川成雄</u>「法科大学院教育の生みの苦しみ:徒弟見習いから学術環境における法専門職教育へ」臨床法学セミナー13 号 3 - 10 頁 (2018 年)。

<u>須網隆夫「アジアにおける裁判官対話</u>韓国憲法裁判所の活動を中心に」法律時報、査読無、90巻12号71-77頁(2018年)。

<u>宮澤節生</u>「日本の法科大学院の悲痛な状況」臨床法学セミナー、査読無、13 号 25-39 頁(2018 年)

藤本亮・<u>宮澤節生</u>・石田京子・上石圭一・武士俣敦「『純粋未修者』弁護士の初期キャリア: 67 期弁護士 2016 年郵送調査データから」名古屋大学法政論集、査読無、280 号 1 - 39 頁(2018年)。

<u>石田京子「ADR 手続における満足の規定因の検討」法と実務、査読有、14 号 152-158 頁(2018年)</u>

<u>石田京子</u>「弁護士コミュニティはなぜ子育てを語るべきか」法曹養成と臨床教育、査読無、11号 136-139頁(2018年)。

<u>宮川成雄</u>「臨床法学教育学会 1 0 年の歩み 『臨床』の再確認と実践の軌跡」法曹養成と 臨床教育、査読無、10 号 48-56 頁 (2018 頁)。

<u>藤倉輝道</u>「プロフェッションと社会の契約:医学教育と法曹教育の接点」法曹養成と臨床教育、査読無、10号 41-47頁(2018年)。

<u>石田京子</u>「専門職の倫理 弁護士を中心に」論究ジュリスト、査読無、22 号 55-61 頁 (2017年)。

<u>ISHIDA, Kyoko</u>, "Deterioration or Refinement? Impacts of an Increasing Number of Lawyers in Japan," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 24, pp. 243-257 (2017)、 查読有。

<u>石田京子</u>「若手弁護士は弁護士の質を下げているのか?」法と社会研究、査読無、3 巻 49-70 頁(2017年)。

須網隆夫「司法修習生への給費制復活」法律時報、査読無、89 巻 4 号 1-3 頁(2017 年)。 <u>宮澤節生</u>「リーガルサービス・プロバイダーの多様性に関する予備的考察 このミニ・シン ポジウムの背景と目的」青山法務研究論集、査読無、13 号 73-81 頁(2017 年)。

<u>宮川成雄</u>「外国人法クリニックと関連エクスターンシップの教育実践と課題 早稲田大学の臨床法学教育の一例 」早稲田大学法務研究論叢、査読無、1巻 5-40 頁(2016 年)。

<u>須網隆夫「法学教育のおける理論と実務</u>グローバル化する臨床法学教育と日本」法律時報、 査読無、88 巻 8 号 58-63 頁 (2016 年)。

<u>和田仁孝</u>「家事調停における対話促進スキルの適合性」ケース研究、査読無、327 号 38-69 頁(2016年)。

石田京子・佐伯昌彦「『法曹人口調査』にみる弁護士の需要と利用者の依頼意欲」法と社会研究、査読無、2 号 86-114 頁 (2016 年)

<u>宮川成雄</u>・河崎健一郎・渥美優子「新しい標準の始まり:臨床教育科目の必修化(ABA ロースクール認証基準) AALS 臨床法学教育部会年次大会参加報告」法曹養成と臨床教育、査読無、8号 174-180頁(2015年)。

②<u>宮川成雄</u>「公的部門における法律専門家 日本における養成と役割について」阪大法学、 査読無、65 巻 1 号 307-317 頁 (2015 年 <u>)</u>

②<u>藤倉輝道</u>「医学教育における倫理と価値 プロフェッショナリズム教育としての共通基盤と 差異」法曹養成と臨床教育、査読無、8 号 42−48 頁(2015 年)。

[学会発表](計45件)

<u>Shigeo Miyagawa</u>, "150 Years of Doctrinal Legal Education and 15 Years of Law School Education in Japan," Invited Lecture, University of California Santa Cruz, 2018.

<u>Shigeo Miyagawa</u>, "Influence of US Law School Education in Japan: Its Merits and Demerits," Invited Lecture, Renmin University of China School of Law, Beijing, 2018.

<u>Shigeo Miyagawa</u>, Clinical Legal Education in Japan: How It Diverts from the US Model, Invited Lecture, Renmin University of China School of Law, Beijing, 2018.

<u>Yoshitaka Wada</u>, "Paradox of Japanese Obstetric Compensation System for Cerebral Palsy: Does Non-fault Compensation Reduce Litigation Rate?" Asian Law and Society Association, 2018

近江幸治「大学附設法律事務所と民事クリニック」、法科大学院協会臨床法学教育シンポジウム、早稲田大学、2018 年。

石田京子「法曹養成課程の評価構造 修了法科大学院ごとの分析を中心に 」、日本法社会学会年次大会、2018年。

<u>Kyoko Ishida</u>, "Unpopular or Unfamiliar Dispute Resolution? How Japanese People View ADR," Asian Law Seminar, University of Washington, 2018.

石田京子「法曹倫理とジェンダー」、臨床法学教育学会、名古屋大学、2018年。

<u>藤倉輝道</u>「医の倫理とプロフェッショナリズム:教育現場からの再考」、日本耳鼻咽喉科学会 茨城県地方部会研修会、2018 年。

<u>宮川成雄</u>「臨床法学教育学会 1 0 年の歩み 問題提起と軌跡」臨床法学教育学会、明治大学、2017年。

<u>Shigeo Miyagawa</u>, "Externship with Specialty Workshop: One Viable Pedagogy," Clinical Conference of the Association of American Law Schools, Denver, Colorado, 2017.

<u>Shigeo Miyagawa</u>, "Justice System Reform in Japan and the Professional Law School Education: Its Establishment in 2004 and the Challenges in 2017," Invited Lecture, Renmin University of China School of Law, Beijing, 2017.

<u>宮川成雄</u>「日本のロースクール教育における臨床教育の課題」、第4回早稲田大学・カリフォルニア大学バークレー校共催・法専門職教育シンポジウム、早稲田大学、2017年。

石田京子「法科大学院・司法修習の評価とキャリアへの影響」、法社会学会、2017年。

Kyoko Ishida, "Regulation for Whom? Practice of Regulation of Conflict of Interests

in Japanese Bar," Asian Law and society Association, 2017.

<u>藤倉輝道</u>「プロフェッションと社会との契約:医学教育と法曹教育の接点」臨床法学教育学会、明治大学、2017年。

<u>藤倉輝道</u>「医師養成課程において進行する改革:卒業時学修成果の質保証」、臨床法学教育学会、早稲田大学、2017年。

<u>宮川成雄</u>「法科大学院の臨床教育と司法修習」、臨床法学教育学会、早稲田大学、2016 年。 <u>和田仁孝「コミュニケーションの理論と技法</u>専門家 = シロウト対話を念頭に」、臨床法学教育学会、同志社大学、2016 年。

和田仁孝「医療メディエーション総論」、医療安全学会、東京大学、2016年。

- ② <u>和田仁孝</u>「対話プロセスとしてのインフォームド・コンセント」 医療安全学会、京都府立医科大学、2016 年。
- ②Kyoko Ishida, "Essence of Client-Lawyer Relationship in Japan," International Legal Ethics Conference, Fordham Law School, New York, 2016.
- ③Shigeo Miyagawa, "Impacts of Professional Law School on the Pedagogy of Legal Education in Japan," Symposium on Reforms of Legal Education and Legal Profession in East Asia, Renmin University of China, Beijing, 2015.
- <u>Myoshitaka Wada</u>, "New Approach to Med-Mal Death Case investigation in Japan," Fourth Meeting of East Asia Law & Society, Waseda University, 2015.
- ⑤<u>藤倉輝道</u>「医学教育における倫理と価値(法曹の中核的価値と法科大学院教育の役割)」、臨床法学教育学会、中京大学、2015年。

[図書](計17件)

Toshiki Mogami, Bin Li, Christine Schwobel-Pater, <u>Takao Suami</u> and other 12 authors, *Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives* (Cambridge Univ. Press, 2018), 622 pages.

<u>宮澤節生</u>(監訳) ジョン・P・ハインツ、ロバート・L・ネルソン、他2名著『アメリカの大都市弁護士』(現代人文社、2019年) 449頁。

<u>石田京子</u>(訳) デボラ・ロード著『プロボノ活動の原則と実務』(成文堂、2018年) 260 頁。

近江幸治・弘中淳一郎編著『学生のための法律ハンドブック 弁護士が君たちの生活を見守っている』(成文堂、2018年)、284頁。

近江幸治編『クリニック教育で法曹養成はどう変わったか?』(成文堂、2015年)、105頁。

[産業財産権]

出願状況(計件)

名称: 発明者: 相利者: 種類: 番陽原年: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権類: 種号: 番号: 取内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6.研究組織(1)研究分担者

研究分担者氏名:須網 隆夫

ローマ字氏名:(SUAMI, Takao)

所属研究機関名:早稲田大学

部局名:法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)

職名:教授

研究者番号(8桁):80262418

研究分担者氏名:和田 仁孝

ローマ字氏名:(WADA, Yoshitaka)

所属研究機関名:早稲田大学

部局名:法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)

職名:教授

研究者番号(8桁):80183127

研究分担者氏名:近江 幸治 ローマ字氏名:(OMI, Koji) 所属研究機関名:早稲田大学

部局名:法学学術院

職名:教授

研究者番号(8桁):90120906

研究分担者氏名:石田 京子

ローマ字氏名: (ISHIDA, Kyoko)

所属研究機関名:早稲田大学

部局名:法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)

職名:准教授

研究者番号(8桁):10453987

研究分担者氏名: 宮澤 節生

ローマ字氏名:(MIYAZAWA, Setsuo)

所属研究機関名:龍谷大学 部局名:公私立大学の部局等

職名:研究員

研究者番号(8桁):60001830

研究分担者氏名:藤倉 輝道

ローマ字氏名: (FUJIKURA, Terumichi)

所属研究機関名:日本医科大学

部局名:医学部

職名:教授

研究者番号(8桁):00238552

(2)研究協力者

研究協力者氏名:大塚 正之

ローマ字氏名:(OTSUKA, Masayuki)

資格・職歴:弁護士・元裁判官

研究協力者氏名:岡田 裕子 ローマ字氏名:(OKADA, Yuko) 資格・職歴:臨床心理士・元弁護士

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。